放課後等デイサービス事業所 管理者様

横須賀市障害福祉課

令和2年4月サービス提供分の請求事務について(通知)

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、ご協力をいただき、誠にありがと うございます。

標記について、4月30日に成立した令和2年度補正予算の内容から、4月提供分の利用 者負担が増加した場合は、3月提供分に引き続き公費による補助が予定されています。

4月サービス請求の取り扱いを下記のとおりお取り扱いいただきますよう、よろしくお 願いいたします。

なお、本件は国等から詳細が示されておりませんので、正式な実施の通知はそれ以後に発 出させていただきます。

ご多忙のところ申し訳ありませんが、ご対応よろしくお願いいたします。

1 国庫補助金の範囲

- ① 学校休業に伴い、新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬。
- ② 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用 の増に伴い増加した報酬の差額。
- ③ 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額。
- ④ 学校休業中に事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算を算定したことにより増加した報酬。
 - ※詳しくは、令和2年4月6日付横須賀市通知「新型コロナウイルス感染対策事業に伴う請求事務の対応について(その2)」をご参照ください。
 - ※延長支援加算の算定要件は従来どおりです。

⑤ 支給決定された児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合など、当該児童の居宅への訪問や電話などにより健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行うなどして(以下「代替サービス」という)、通所したものと同等に発生した費用。

2 4月提供分の切り分けシートについて

3月に引き続き4月提供分についても、コロナ対策分の切り分けシート作成をお願いする予定です。切り分け作業については詳細が分かり次第、改めてご連絡いたしますのでご承知おきください。

なお、今回新たに「⑤代替サービスにかかる利用者負担」が補助内容に追加されたため、 3月に返金対象にならなかった児童に関しても補助対象となる可能性がありますので、 ご注意ください。

また、3月提供分の切り分けシートは、返金対象の有無にかかわらず利用者負担額0円以外の方についてすべてのシートを作成していただく必要がありましたが、4月提供分については、国保連請求総費用額にかかる切り分けが不要になったことから、返金対象者のシートのみの作成・提出をお願いする予定です。

ご多忙の折に恐れ入りますが、ご対応よろしくお願いいたします。

3 利用者負担の徴収について

現段階で自己負担額が未定のため、利用者負担額を徴収しないようにして下さい。 なお、4月提供分についての切り分けに関する通知が国等より発出され次第、早急にシートを作成・依頼する予定ですが、ご都合により利用者への徴収を見合わせることが難しい 事業所につきましては、国保連に請求した額を利用者に徴収し、後日差額が発生した利用 者へ返金して下さい。

問合わせ先

横須賀市役所障害福祉課給付係 電話 046-822-9488 FAX 046-825-6040